

2023年 TAC 中小企業診断士講座『中小企業政策』 [制度改正表]

2023/4/25 更新

※当制度改正表は、2023年合格目標「中小企業経営・政策」を含む全コース共通のものになります。
 ※教材によっては、お申込みのコースに含まれないものもございます。詳しくは受講ガイドにてご確認ください。

教材／ページ・行	改正前	改正後
◇制度変更		
■基本テキスト		
P212 図表 2-2-3 内	金融環境変化対応資金 (別枠)	金融環境変化対応資金 ※(別枠)を削除してください。なお、国民生活事業は取り扱わないこととなりました。
P212 図表 2-2-3 内	取引企業倒産対応資金 (別枠)	取引企業倒産対応資金 (別枠(国民生活事業の場合)) ※中小企業事業は別枠ではなくなりました。
P217 図表 2-2-10 内	令和 5 年 3 月 31 日までの時限的な軽減税率※	令和 7 年 3 月 31 日までの時限的な軽減税率 ※図表外の「※2年間の延長要望が出されている。」は削除してください。
P217 ③▶エンジェル税制 2) の文章	外部(特定の株主グループ以外)からの投資を <u>6分の1</u> 以上～	外部(特定の株主グループ以外)からの投資を <u>一定以上</u> ～ ※支援内容で割合が異なることになりました。
P229 ⑥▶経営力向上計画に 基づく支援措置 1) 中小企業経営強化税 制 5～6 行目	(令和 5 年 3 月 31 日までの時限措置。ただし、2 年間の延長要望が出されている)。	(令和 7 年 3 月 31 日までの時限措置)。
P231 ③▶事業継続力強化計 画に基づく支援措置 (連携型も同じ) 4～5 行目	取得価額の 20% (原則) の特別償却の適用。令和 5 年 3 月 31 日までの時限措置。ただし、2 年間の延長要望が出されている～	取得価額の 18% (原則) の特別償却の適用。令和 7 年 3 月 31 日までに計画の認定を受けたもの～
P240 ②JAPAN ブランド育成支 援等事業	※全文を削除してください。「ものづくり補助金」(P242) に統合されました(令和 4 年 1 月 16 日公表)。	
P270 ②小規模事業者経営発 達支援融資制度	※全文を削除してください(令和 5 年 3 月 31 日をもって廃止)。	
P275 「小規模事業者持続化 補助金」 ③▶支援内容 2～5 行目	※全文を削除してください(共同申請に対する支援はなくなりました)。	
■上級テキスト 下巻		
P137 (5) 経営力向上計画に 基づく支援措置 1) 中小企業経営強化税 制 5～6 行目	(令和 5 年 3 月 31 日までの時限措置。ただし、2 年間の延長要望が出されている)。	(令和 7 年 3 月 31 日までの時限措置)。
P140 (4) 事業継続力強化計 画に基づく支援措置 (連携型も同じ) 4～5 行目	取得価額の 20% (原則) の特別償却の適用。令和 5 年 3 月 31 日までの時限措置。ただし、2 年間の延長要望が出されている～	取得価額の 18% (原則) の特別償却の適用。令和 7 年 3 月 31 日までに計画の認定を受けたもの～
P158 <法人税率等> の図内	令和 5 年 3 月 31 日までの時限的な軽減税率※	令和 7 年 3 月 31 日までの時限的な軽減税率 ※図表外の「※2年間の延長要望が出されている。」は削除してください。
P160～ ②JAPAN ブランド育成支 援等事業	※全文を削除してください。「ものづくり補助金」(P162～) に統合されました(令和 4 年 1 月 16 日公表)。	

P168 5 小規模事業者持続化 補助金 (3) 支援内容 2~4 行目	※全文を削除してください（共同申請に対する支援はなくなりました）。	
■トレーニング		
P113~114 Q2-2-61~ 62 および P192~193 A2-2-61~ 62	※削除 ※「小規模事業者経営発達支援融資制度」は令和5年3月31日をもって廃止されました。	
■1 次過去問題集		
P22 令和4年度第27問	※「参考問題」としてください。 ※「JAPAN ブランド育成支援等事業」は、「ものづくり補助金」に統合されました。	
P81 令和3年度第25問（設 問2）	※「参考問題」としてください。 ※共同申請に対する支援はなくなりました。	
P141~142 令和2年度第23問	※（設問1・2）ともに「参考問題」としてください。 ※「小規模事業者経営発達支援融資制度」は令和5年3月31日をもって廃止されました。	
P173 令和2年度第20問の解 説 ＜法人税率＞の図内	令和5年3月31日までの時限的な軽減税率	令和7年3月31日までの時限的な軽減税率
P174 令和2年度第20問（設 問2） 選択肢イの解説 2~3行目	令和5年3月31日までの措置として～	令和7年3月31日までの措置として～

2023年合格目標の教材（『中小企業政策』部分）に関する制度改正点の一覧表です。ご確認ください。
※当制度改正表は2023年4月25日に作成したものです。

